

「オーストラリア：日豪租税条約改正」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

8月3日、日本の財務省は、日豪租税条約(※)の改正について基本合意に達したと発表した。新条約案では、日豪間での配当、利子及び使用料の支払に関する源泉地国課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられている。特に、一定の親子間配当及び一定の利子については源泉地国免税となる。

※新条約案は、現行の日豪租税条約(1969年署名)を全面改正したものの。

これにより、日本・オーストラリア企業が相手国で行う知的財産の貸借、出資及び資金調達に係わるコストが軽減され、両国間の事業活動が恩恵を受ける。

今後、両国政府内部の手続きを経た後に署名が行われ、両国議会の承認後に外交文書が交換された後、新条約が発効する。

新条約による主要改正事項は以下の通り。

1. 配当、利子及び使用料に対する限度税率の引下げ

それぞれの国への進出企業が、本国の親会社に配当を支払う場合、現行の源泉地国における課税の税率は15%であるが、新条約では、①持株割合が80%以上であれば源泉地国における課税の税率は0%(免税)になる。また、②持株割合が10%以上であれば源泉地国における課税の税率は5%になる。

使用料を支払う場合、現行の源泉地国における課税の税率は10%であるが、新条約では、5%に引き下げられる。

【配当、利子及び使用料に対する限度税率の引下げ】

		現行条約	新条約
配当	親子会社間	15%	免税(持株割合80%以上) または5%(持株割合10%以上)
	その他		10%(注)
利子		10%	免税(金融機関、政府機関等) 10%(その他)
使用料		10%	5%

注. 不動産投資信託(REIT)等からの配当に対する限度税額は15%
(出所)財務省発表より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

2. 条約濫用を防止する措置の導入

- (1) 特典条項 (Limitation of Benefits) の導入。
- (2) 匿名組合に係る所得に対する源泉地国の課税権を確保。

3. その他

- (1) 移転価格の遡及更正可能期間について一定の期間に制限。
- (2) 一定の期間行われる天然資源の探査開発活動を恒久的施設として規定。
- (3) 「不動産所得」及び「譲渡所得」等の規定を新たに設けるほか、「情報交換」等の規定も最新のOECDモデル条約に沿った規定とする。

(本レポートに関するお問合せ先： アジア法人業務部 北村広明)

E-mail: hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-62311786

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。